



平成 19 年 9 月 13 日

各 位

会 社 名 応 用 地 質 株 式 会 社
代表社の
役職氏名 代表取締役会長 田矢 盛之
(コード番号 9755 東証第一部)
問合せ先 常務執行役員 経営企画本部長
佐々木 和彦

当社に関わる報道について

一部報道機関において、当社が平成 13 年（2001 年）に、当時の国際協力事業団（JICA、現 独立行政法人 国際協力機構）から発注された業務の中で、再委託先に支払った金額より過大な金額を国際協力事業団（JICA）に請求したという不適切な業務取扱いがあったとの報道がなされています。

当社は、関係機関に全面的に協力して調査を行い、不適切な業務取扱いのあった事実を確認しております。本件に関して、国際協力機構（JICA）より ODA 案件を対応する当社グループ企業に対して、行政処分（指名停止 2 ヶ月）を受けました。

本件は誠に遺憾な出来事であり、関係各位にご迷惑をお掛けした事を深くお詫び申し上げるとともに、国際協力機構（JICA）に、過大に請求した金額を返還いたします。

今後、かかる事態が二度と発生しないように、当社および当社グループ企業内のコンプライアンス順守体制を一層推進強化していく所存です。

なお、本件が当期の業績に与える影響は軽微なものであると考えております。

以 上

(参考資料)

当社および当社グループ企業の再発防止に向けた取組み方針について

当社は、平成 15 年 8 月にコンプライアンス委員会を設置、平成 16 年より経営方針の重点課題としてコンプライアンス経営を掲げ、コンプライアンスマニュアルを当社グループ企業の役員に配布して実践を促すなど、グループを挙げてコンプライアンス行動の周知徹底を図ってまいりました。

このような中で、過去に起こった出来事とはいえ、こうした不祥事が現実には発生していたことは誠に遺憾であると考えており、二度とこのような不祥事が発生しないように、再発防止の体制づくりにグループを挙げて取組みます。

- 役職員のコンプライアンス意識の徹底・再教育
 - ・不正請求の事実を全役員に周知し、二度とこのような不祥事が発生しないように、改めて社会規範を遵守するように指導を徹底いたします。
 - ・当社グループ企業内のコンプライアンス体制を強化し、役職員の意識、企業風土を醸成いたします。
- 当社および当社グループ企業内の監査体制の確立
 - ・当社および当社グループ企業内におけるガバナンスを強化し、業務処理を適切に行う体制を整えます。
 - ・当社および当社グループ企業内の内部監査体制を整備し、適切に業務処理が行われていることを確認いたします。

以 上